

11月は「ねんきん月間です」 ～11月30日は『年金の日』～

日本年金機構は、年金制度に対する理解を深めていただくため11月を「ねんきん月間」としています。また、厚生労働省では11月30日を「年金の日」として高齢期に備え、年金記録などを確認していただき、その生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかけています。

◆老後や「もしも」のときに備えて国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての方は国民年金に加入し(表1)、国が給付に必要な費用の2分の1を負担して、老齢基礎年金など(表2)年金給付の運営をしています。

年金受給のために、国民年金への加入届けを出して、保険料もきちんと納めましょう。



◆国民年金保険料の納付が困難なときは

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、納付が免除または猶予される制度があります。

①保険料申請免除制度…本人、世帯主、配偶者の前年の所得要件により全額または4分の3、半額、4分の1が免除となります。

②若年者納付猶予制度…50歳未満*の方で、本人、配偶者の前年の所得要件により、保険料の納付が猶予されます。*(この7月から50歳未満に拡大)

③学生納付特例制度…学生の方で、本人の前年の所得要件により、在学中の保険料の納付が猶予されます。

◆20歳になったらすべての人が加入します(表1) 国民年金の加入者は次の3つに分けられます。

種別	加入者	加入の届け出	保険料の納付
第1号被保険者	自営業・農林業・学生・無職の方など	ご自身で市役所の担当窓口へ	ご自身で納付 月額16,260円(平成28年度)
第2号被保険者	会社員や公務員など	勤務先が届け出	給料などから天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先が届け出	なし(第2号被保険者全体で負担)

◆暮らしをサポート3つの基礎年金(表2)

	対 象	年金額(平成27年度)
老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある方が、65歳から受けられます。※1	780,100円(満額) ※保険料を40年間納めた場合
障害基礎年金	国民年金加入中に初診のある病気やけがで国民年金法の1・2級の障害に該当する期間、支給されます。※2	1級975,100円 2級780,100円
遺族基礎年金	国民年金加入中や老齢基礎年金を受けているか受けられる方が死亡したときに、その方に生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されます。 ※2(子とは18歳到達年度末までの子または20歳未満の障がいのある子をいいます。)	780,100円+子の加算 2人まで1人につき 各224,500円 3人目以降1人につき 各74,800円

※1 国民年金は賃金や物価の変動などにより年金額の見直しが行われます

※2 障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには条件があります

◆国民年金保険料「5年の後納制度」が、平成30年9月30日まで利用できます

昨年の10月1日から3年間の特例として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が実施されています。早めに申し込みください。

※すでに老齢基礎年金を受給している方、65歳以上の老齢基礎年金の受給資格者は、ご利用できません。

◆栃木年金事務所では、相談希望日の1ヶ月前予約による年金相談を実施しています。

気軽にぜひご利用ください。 ■予約受け付け＝栃木年金事務所 ☎0282(22)4697

■問合せ＝市民課 ☎(20)3019・田沼行政センター ☎(61)1124・葛生行政センター ☎(86)4713



クリーン推進課からのお知らせ

「みかもエコ・ライブラリー」をご利用ください

みかもクリーンセンターでは、ごみとして捨てられた本や市内の家庭から寄贈された本を配架しており、一人10冊まで無料で持ち帰ることができます。

これは「もったいない」の心で本のリユース（再利用）を行うことにより、ごみの減量化と資源の有効利用を図ろうとするものです。

読み終えた本、子どもの成長と共に読まなくなった絵本などの寄贈をお待ちしています。

読書の秋を楽しむ1冊を選ぶのに、ぜひご利用ください。

■問合せ＝クリーン推進課 ☎(23)8153

消費生活センターからのお知らせ

還付金詐欺に気を付けましょう

市役所などの公的機関の職員を名乗って電話をかけ、「払いすぎた医療費の払い戻しをする」などと偽って、還付金を受け取れると思い込ませ、ATM（現金自動預け払い機）へ誘導して機械を操作させ、お金をだまし取る詐欺の手口があります。

市役所が還付金手続きでATM操作をさせることはありません。

困った時は、消費生活センターへ相談しましょう。

■問合せ＝消費生活センター ☎(20)3015

※平日午前9時～午後4時

消費者ホットライン ☎局番無し188

※土曜日午前9時～午後5時、

日曜日・祝日午前10時～午後4時

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもへの虐待や子育てなどの心配や悩み事、ひとりでは悩まずにご相談ください。

相談窓口

児童相談所（3ヶ所） ☎189

県南児童相談所

☎0282(24)6121

佐野市児童虐待ホットライン

☎0282(21)6772

○児童虐待防止オレンジリボン運動キャンペーン

佐野短期大学社会福祉士

フィールドの学生たちが、児童虐待防止オレンジリボン運動キャンペーンを行います。

▼日時 11月30日(水)午後2時

～3時30分 ▼会場 市役所

市民活動スペース

▼内容 オレンジリボン運動

について、オレンジリボンを

作るなど ■問合せ

家庭児童相談室 ☎(20)3002

11月12日～25日は「女性

に対する暴力をなくす運

動」期間です

どんな理由でも暴力（DV

など）は許されません！

※DV（ドメスティック・バ

イオレンス」とは、配偶者など親密な人からの暴力のことをいいます。

身近で暴力に悩んでいる人を見かけたら、DV相談機関の情報を知らせてください。

○期間中、市役所佐野市紹介

スペースでパネル展を開催し

ます。ぜひご覧ください。

■相談窓口 佐野警察署（緊

急時） ☎(24)0110

家庭児童相談室 ☎(20)3002

人権・男女共同参画課

☎(27)2354

とちぎ男女共同参画センター

☎028(665)8720

※相談会の日程は○ページに

掲載しています

■問合せ 人権・男女共同参

画課

11月是全国青少年健全育

成強調月間です

県では、子どもを育むため

の大人の基本理念や行動指針

として、平成22年2月に「と

ちぎの子ども育成憲章」を制

定しました。

子どもたちが夢や希望を持

ち心豊かでたくましく成長す

るために、大人が積極的の子

どもたちと関わっていきましよう。 ■問合せ 少年指導センター ☎(20)3061

狩猟事故防止のために

11月1日から翌年2月末日まで「狩猟期間」です。

狩猟者自身が気をつけるの

はもちろんですが、ハイキン

グなどで山林に入る方、農作

業等に従事される方も次のこ

とに気をつけましょう。

①オレンジ色などの明るい色

の目立つ服装を心がけてく

ださい。

※白い帽子やタオルなどは、

シカに間違えられる色です

②鈴、ラジオなどで自分の存

在を知らせましょう。

③銃声が聞こえたら近寄らな

いようにしてください。

④林道などに複数の車両が止

まっているときは、近くで狩

猟を行っていることがありま

すので、気をつけましょう。

⑤「わな」設置の看板（標札）な

どがある場所へは近寄らない

てください。 ■問合せ 農山

村振興課 ☎(61)1163

